

関係法令	チェック欄	必要な手続き
水質汚濁防止法	<p>(1) 次の<b>全て</b>の項目に該当する場合</p> <p><input type="checkbox"/> ちゅう房施設、洗たく施設、入浴施設のうち、どれか一つでも施設がある</p> <p><input type="checkbox"/> ちゅう房施設、洗たく施設、トイレ等の排水のうち、一つでも下水道により処理していない排水がある。</p>	<p>・水質汚濁防止法に基づく手続きが必要です。</p>
	<p>(2) 上記(1)に該当しない場合で、次のいずれかの項目に該当する場合</p> <p><input type="checkbox"/> ちゅう房施設、洗たく施設、入浴施設のうち、該当する施設が一つもない。</p> <p><input type="checkbox"/> 浄化槽は使用しておらず、ちゅう房施設、洗たく施設、トイレ等の排水を全て下水道により処理している。</p>	<p>・水質汚濁防止法に基づく手続きは必要ありません。</p>
浄化槽法	<p><input type="checkbox"/> 浄化槽を新規に設置する。</p>	<p>・浄化槽法に基づく手続きが必要です。</p>
	<p><input type="checkbox"/> 既存の浄化槽を使用する。</p>	<p>・浄化槽法に基づく手続きは必要ありません。</p>